

自転車指導啓発重点地区（高島警察署）

高島市の自転車指導啓発重点地区は

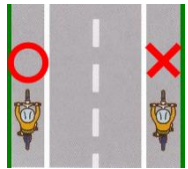
今津町今津・弘川地区です。

選定の理由

学校や商業施設が集中する地区で、自転車の通行量が多く、自転車利用者のマナー改善に関する要望が寄せられています。交通事故も右図のように同地区を中心に多く発生しています。

自転車安全利用五則を守って
安全走行しましょう。

1 シャドウ げんそく ひだりがわ つうこう
車道が原則、左側を通行



ほどう れいがい ほこうしゃ ゆうせん
歩道は例外、歩行者を優先

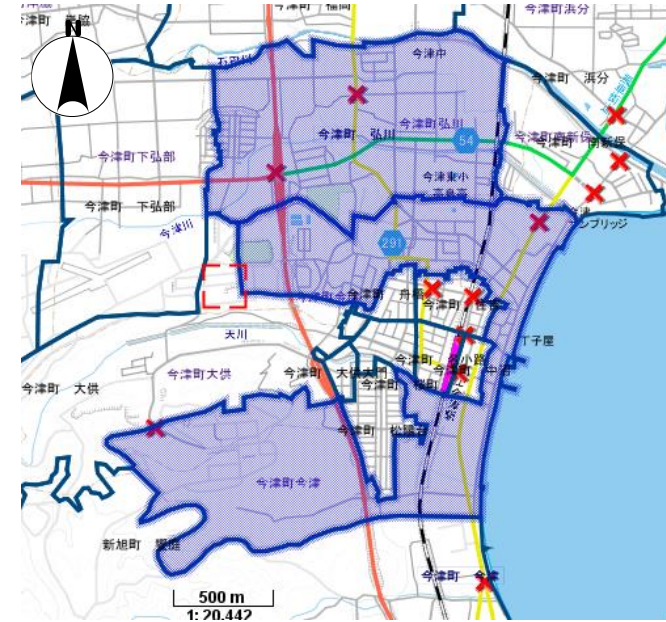


この標識がある歩道は自転車で通行できます。

※ 標識がない場所でも
・ 幼児、児童（13歳未満）、70歳以上の方は歩道を自転車で通行することができます。
・ 自動車等の交通量が多く、接触事故の危険があるなどやむを得ない場合に歩道を通行できます。

2 こうさてん しんごう いちじていし まも あんぜんかくにん
交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

令和2年から令和4年の自転車事故マップ



3 やかん てんとう
夜間はライトを点灯

4 いんしゅうんてん きんし
飲酒運転は禁止



5 ちやくよう
ヘルメットを着用